

2017年11月1日

特殊詐欺被害防止対策の推進に対し京都府警察から感謝状！ ～ 今後も被害防止に努めてまいります！ ～

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、昨今増加する詐欺被害増加への対応として、2017年11月8日から、キャッシュカードご利用にあたり一部制限をさせていただきます。今般、この取組みが特殊詐欺被害未然防止対策を推進するものであるとして、京都府警察本部生活安全部長より感謝状を拝受しますので、お知らせいたします。

当金庫では、お客さまの大切なご預金をお守りするため、今後とも詐欺被害の未然防止に努めてまいります。

記

1. 表彰対象および表彰日について

表彰対象	京都中央信用金庫
表彰日	日時：2017年11月8日（水） 13時30分～ 場所：京都中央信用金庫 本店ビル 7F

2. ATMでのキャッシュカードの一部利用制限について

(1) 対象となるお客さま

過去3年間、キャッシュカードによる出金・振込取引をされていない70歳以上のお客さま

(2) 開始日

2017年11月8日（水）

(3) 制限の内容

対象となるお客さまの、キャッシュカードによる出金・振込取引の取扱いを停止させていただきます。なお、キャッシュカードによる入金・振替取引は従来通り可能です。

(4) その他

- ・対象となるお客さまで、出金・振込取引のご利用を希望される場合は、キャッシュカード・お届け印・ご本人を確認できる書類（運転免許証・健康保険証等）をご持参のうえ、当金庫営業時間内にお取引店窓口にお申し出ください。
- ・現在対象外のお客さまにつきましても、上記(1)「対象となるお客さま」に該当することとなった時点で利用制限が開始されますのでご注意ください。

以上

☆本件に関するお問い合わせは、
京都中央信用金庫 広報部（TEL075-223-8385 FAX075-223-2563）まで
お願い申し上げます。